

主な指摘事項【社会福祉法人】

項目※		指摘内容	指摘件数 (文書及び口頭)	
I 法人 運営	1. 定款	—	最新の定款がインターネットで公表されていない。	5件
		—	定款の規定に基づき、定款施行細則及び評議員選任・解任委員会運営細則が定められていない。	5件
		—	定款変更の認可申請手続きを行っていない。	1件
		—	定款に記載の内容が実態と異なっている。	1件
	3. 評議員・ 評議員会	(1) 評議員の選任	評議員の就任承諾書について、徴収漏れ及び不備がある。	3件
			評議員の任期が終了しているが、選任が行われていない。	1件
			評議員選任・解任委員について、定款に規定する委員構成になっていない。	1件
			定款に規定する選任の決議要件を満たしていない。	1件
			新旧評議員の任期が重複している。	1件
			評議員を選任(再任)する際、欠格事由に該当することの有無を確認していない。	5件
			評議員が評議員会に連続して欠席している。	3件
		(2) 評議員会の招集・ 運営	理事会で評議員会の日時、場所及び議案を定めていない。	5件
			評議員会の日1週間前(中7日間)までに招集通知を发出していない。	3件
			会計年度終了後3か月以内に定時評議員会が開催されていない。	1件
			評議員会の招集通知を省略しているが、評議員全員が省略に同意したことが確認できない。	1件
			定款で定める評議員会の決議事項以外の決議を行っている。	1件
			議事録に記載誤りがある。	4件
			議事録において、議事録を作成した理事の氏名が記載されていない。	3件
	4. 理事	(2) 選任及び解任	理事の任期が終了しているが、理事の選任が行われていない。	1件
		(3) 適格性	理事を選任(再任)する際、欠格事由に該当することの有無を確認していない。	7件
			理事が理事会に連続して欠席している。	4件
		(4) 理事長	施設(事業所)の管理者が理事に含まれていない。	1件
	5. 監事	(2) 選任及び解任	業務執行理事を配置しているが、理事会で選定されていない。	2件
			監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	4件
			監事の任期が終了しているが、監事の選任が行われていない。	1件
			監事を選任(再任)する際、欠格事由に該当することの有無を確認していない。	5件
		(3) 職務・義務	候補者が「財務管理について識見を有する者」であることを評議員会で説明していない。	1件
	6. 理事会	(1) 審議状況	理事会に監事全員が欠席または連続して欠席している監事がある。	3件
理事会の招集通知を省略しているが、理事及び監事全員が省略に同意したことが確認できない。			11件	
理事会の招集について、一部の理事に招集通知を发出していない。			1件	
評議員会での理事選任の議決前に、再任予定の理事から理事会の招集通知省略について同意を得ている。			1件	
決議の省略について、理事全員の同意が得られていない。			4件	
理事に委任する事項が理事会において定められていない。			1件	
理事会の決議が必要な事項にも関わらず、理事長専断事項として定款細則に規定されている。			1件	
理事会で理事長の職務の執行状況の報告を行っていない。		11件		
(2) 記録		議事録に記載誤りがある。	6件	
		議事録に記載すべき事項について、記載漏れがある。	3件	
		議事録に定款の規定に基づく記名押印が行われていない。	2件	
		議事録に理事に提供した議案及びその資料等が添付されていない。	2件	
(3) 債権債務の状況		多額の借入を行っているが、事前に理事会の議決を得ていない。	2件	
	役員等短期借入金について、契約書が締結されておらず、理事会の承認も得ていない。	1件		

8. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	(1)報酬	理事及び監事の報酬について、理事と監事の報酬額を個別に定めていない。	10件	
	(2)報酬等支給基準	役員等報酬規程について、民間事業者の役員の報酬等の状況等を考慮し定めていることが確認できない。	2件	
		役員等報酬規程について、評議員会の承認を得ていない。	2件	
	(3)報酬の支給	役員等報酬規程に規定のない報酬が支払われている。	2件	
	(4)報酬等の総額の公表	現況報告書における役員及び評議員の報酬の総額と、役員報酬支出の総額が一致しない。	1件	
内部規程等違反		定款施行細則及び評議員選任・解任委員会運営細則に基づいた運営がされていない。	2件	
II 事業	1. 事業一般	—	定款に記載していない事業を実施している。	1件
	2. 社会福祉事業	—	社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている。	2件
III 管理	1. 人事管理	—	施設長の選任が理事会の決議により決定されていない。	1件
		(2)規程・体制	経理規程が社会福祉法人会計基準及び関係通知に沿った内容になっていない。	4件
	経理規程を改定しているが、理事会の承認を得ていない。		1件	
	経理規程の内容が実態と合っていない。		6件	
	経理規程に基づき事務処理が行われていない。		6件	
	会計責任者及び出納職員について辞令を交付していない。		9件	
	管理運営体制に課する経理規程等に定める手続きがなされていない。		1件	
	(3)会計処理	法人が作成すべき計算書類が作成されていない。	3件	
		予算とその執行に軽微な範囲ではない乖離があるが補正予算を編成されていない。	2件	
		資金収支予算書が年度開始前に理事会及び評議員会の承認を得ていない。	2件	
		計算書類の様式が会計基準に基づき作成されていない。	1件	
		残高証明書を取得していないため財産目録に記載の預金が実在するか確認できない。	2件	
		架空の資産を計上している。	1件	
		寄附金を收受した際にく寄附金台帳に記載していない、また寄附申込書等を保管していない。	1件	
		賞金規定において賞与の支給対象期間が規定されていないため、賞与引当金の計上額に根拠がない。	1件	
		法人本部に係る経費を施設のサービス区分に計上している。	1件	
		国庫補助金等特別積立金の取り崩しの会計処理が会計基準の則り行われていない。	1件	
		貸借対照日の翌日から起算して1年以内に支払い期限が到来するものが貸借対照表の流動負債に計上されていない。	1件	
		借入金の計上時期が不適切である。	1件	
		(5)附属明細書等	計算書類の注記に、注記すべき事項が記載されていない。	4件
	法人が作成すべき計算書類の附属明細書が作成されていない。		6件	
	計算書類の附属明細書に記載漏れがある。		7件	
	財産目録について、口座別の預金金額が残高証明書と一致しない。		1件	
	4. その他	(1)特別の利益供与の禁止	一部の職員給与について、賞金規程に基づき支給されていない。	2件
		(3)情報の公表	計算書類の届出及び公表が正確に行われていない。	2件
		(4)その他	資産総額の変更登記について、会計年度終了後3か月以内に行われていない。	9件
			随意契約の理由を稟議書等により明確になっていない。	4件
		公印の管理が公印管理者を定めていない等十分に行われていない。	1件	

計 227件

※指導監査ガイドラインの項目